

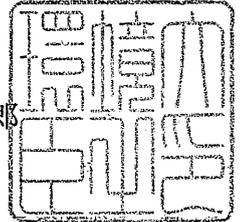
諮問第 520 号
環自野発第 2001081 号
令和 2 年 1 月 8 日

中央環境審議会

会長 武内 和彦 殿

環境大臣

小泉進次郎



えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第2期）の
策定について（諮問）

えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画については、平成 28 年 3 月に策定し、当初計画期間を平成 31 年 3 月までの 3 力年としていましたが、期間内の魚漁不振等により現行計画の評価を行うことが困難な状況になったことから、計画期間を 1 年間延長し、令和 2 年 3 月までとしています。

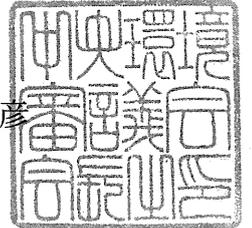
今回、計画期間の満了に伴い、標記計画を策定する必要があるため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 4 第 3 項において準用する同法第 7 条の 3 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

以上

中環審第1096号
令和2年1月10日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第2期）
の策定について（付議）

令和2年1月8日付け諮問第520号をもって環境大臣より当審議会に対して
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基
づき、自然環境部会に付議する。